



さるま^{57/7}

第297号

発行 佐呂間町役場 印刷 井谷印刷株式会社



進んできまりを守り

2

明るく平和なまちをつくります。

(町内小学校陸上競技大会)

佐呂間町民憲章

幸せなまちづくりをめざす

社会環境整備計画

毎月お知らせしております、「佐呂間町総合計

画」、今月号では総合計画五つの柱の第二、「社

会環境整備計画」についてお知らせします。

社会環境整備計画

町民みなさんひとりひとりが心身ともに健康で安定した生活の実現をはかるために、「行政の役割はもとよりのこと、町民みなさんの地域社会構成員としての自覚と連帯感にもとづく相互扶助精神を醸成し、自発的社会参加のもとでの健康と福祉の増進、および快適で安全な生活環境の整備を積極的に推進する。これが社会環境整備計画です。

社会環境整備計画には六つの基本的施策があり、それぞれがさらに細分化され計画が進められます。

一、住居環境の向上

〈基本方向〉

金融などの充実による民間住宅の建設を促進するとともに、需要に応じた公営住宅など公的住宅の供給に努め、また、住宅の質的向上の普及指導に努めるとともに、住宅規模についても、「ひとり一

室プラマ共同室」の確保を目標に快適に暮らせる寒地住宅の建設を促進します。

さらに、住宅確保の前提となる宅地は、計画的な宅地化をはかるとともに良質低廉な宅地供給の促進に努めます。

目 標

住宅需要を充足するため、計画的な宅地造成による民間住宅の建設と公的住宅の確保をはかるとともに質的向上を促し居住水準の向上をはかる。

主要施策

(1) 住宅の確保

長期融資制度の活用による民間住宅の建設促進と需要に応じた公的住宅の建設を進める。

(2) 住宅の質的向上

各種制度を活用した狭少老朽住宅など既存住宅の改修、建替と既存公営住宅の改善、および建替を促進し、質的向上をはかる。

(3) 宅地の供給

土地利用計画等に即した公的機関、および民間の計画的な宅地造成をはかるとともに、宅地価格の安定化と利用の効率化に努める。

二、生活環境の充実

〈基本方向〉

総合的水利用計画による水の安定供給及び衛生的な排水処理、ごみ処理体制の強化と資源の再利用、町民ニーズと自然を活した公園づくりなど、生活環境施設の整備と効率的な利用に努める。

目 標

●良質な水道水源の確保開発と施設の整備を進め、水需要の増大に対応した安定供給をはかる。

●排水路や排水処理施設の整備を進め、生活環境の改善と水質保全をはかる。

●増大するごみと尿の収集体制の強化、処理施設の整備など処理体制の強化をはかる。

また、産業廃棄物の適正処理を促すとともにごみの再利用の促進をはかる。

●生活に密着した公園の整備を進めるとともに、公衆浴場の確保公衆便所の増設に努め、町民生活の利便性の向上をはかる。

主要施策

① 水道の確保

(1) 水道用水の確保

森林水源涵養林の拡充と河川水の汚染防止による水質の保全に努めるとともに水資源の調査開発をはかる。

(2) 水道施設の整備と管理

水道施設など水道施設の整備近代化と管理体制の強化充実に努め安定給水をはかるとともに、経営の合理化による効率的な運営をはかる。

(3) 水道普及率の向上

施設の拡充及び給水区域の拡大に努め、水道普及率の向上をはかる。

(4) 飲料水供給施設の整備

各飲料水供給施設の整備に努め取水の確保と利用の安定化をはかる。

② 排水処理施設の整備

市街地に排水処理施設の設置をはかるとともに、公共下水道施設の検討を進める。

また、排水路整備と合わせ、家庭排水第一次処理を進め、生活環境の改善に努める。

③ ごみ処理

(1) 収集体制の強化

収集区域の拡大や収集ヶ所の整

〈佐呂間町総合計画〉

たがいに助け合いあたたかく

備に努めるとともに、機動力の強化と業務の改善を促進し、収集体制の強化をはかる。

(2) 処理施設の整備

処理施設の新設と整備充実をはかるとともに管理体制の確立をはかる。

また、粗大ごみなど自己搬入ごみの適正投棄による環境美化に努める。

(3) ごみの分別収集と再利用

多様化するごみの自家焼却の促進と分別収集による収集の効率化をはかるとともに、資源の再利用の促進に努める。

また、自家用ごみの適正搬出をはかるため、収集の有料化を検討する。

(4) 産業廃棄物などの処理

産業廃棄物については、適地処分地の確保と適正処理を促し、環境汚染など公害防止に努めるとともに、広域的共同処理について検討する。

(4) し尿処理

収集区域の拡大と民営委託の収集能力の強化による計画的効率的収集体制の確立を促進する。

(5) 公園緑地の確保

総合的公園および緑地の拡充整備を推進し、また、観光的要素を加味した公園づくりを検討する。

(6) 墓地の整備

墓地用地の拡充をはかるとともに、公園的機能を有した霊園としての環境整備を推進する。

(7) 公衆浴場の確保

住民の公衆浴場利用の確保のため、施設の整備を促進するとともに経営の安定化をはかる。

(8) 公衆便所

市街地または、各種施設等の必要ヶ所に公衆便所の設置整備をはかる。

(9) へい獣処理

今後、多頭飼育される獣畜のへい獣処理にあたっては、生活環境または公衆衛生上必要な基準に適合した処理場の設置をはかる。

三、保険医療の充実

〈主要施策〉

健康増進と疾病予防などを主眼とした保健活動の拡充強化と保健衛生思想の普及をはかり、「自分の健康は自分で守る」という自覚の醸成による自主的な健康管理の

高揚に努めるとともに、安心して必要な診療をうけられるよう町内医療機関の充実確保と広域的医療体系の確立に努め、地域保健医療の充実強化をはかる。

目 標

健康を町民が自から守るという自覚意識の醸成と各種保健活動を積極的に推進するとともに、医療の確保による安心して生活できるような医療環境の充実をはかる。

主要施策

①保健衛生の推進

(1)保健活動の推進

保健相談活動の充実強化とともに健康管理センター的機能の整備に努め、保健衛生思想の普及と町民の自主的健康管理の推進をはかる。

(2)疾病予防の推進

医療機関との連携協力のもと、各種の健康診断検査および指導の充実強化をはかる。

②医療の確保

医療機関および医師医療技術者の確保と機能に即した施設等の拡充を促進するとともに、厚生病院を中核とした各医療機関との連携協調のもと地域医療の充実および広域医療の体系化に努める。

また、専門医療の町内確保に努めるほか救急医療体系の確立をはかる。

四、社会保障の充実

〈基本方向〉

ハンディキャップを負っている町民の経済的援助や自立更生援助をはじめ、老人や心身障害者の在宅介護、児童および母子、父子家庭の福祉向上、低所得者対策、並びに地域の実態に即した福祉施設の整備など、福祉行政の充実強化と併わせ相互扶助の精神にもとづくボランティア活動の推進など、町民の自主的参加による民間福祉活動を促進し地域に根ざした福祉社会の実現に努める。

目 的

●社会的に恵まれない人たちの援助活動を充実強化するとともに福祉施設の整備拡充をはかり、安心して生きがいのある生活ができる地域社会の環境づくりに努める。

●地域社会における相互扶助精神の醸成をはかり、町民の自主的参加による地域ぐるみの社会福祉活動の推進をはかる。
●国民健康保険、国民年金制度の給付と負担内容の改善などに努め生活の安定向上をはかる。

主要施策

①児童福祉の推進

(1)児童の健全育成
家庭や地域社会環境の浄化に努めるとともに地域住民ぐるみの育成指導を推進する。

(2)児童施設の整備

保育所施設の整備と受入体制の充実強化に努めるとともに、児童会館など児童施設の整備を推進する。

②母子福祉の増進

就労機会の確保増進と母子資金制度の拡充に努めるとともに、母子会活動を積極的に促促進する。

③父子家庭対策

父子家庭の生活実態を把握し、親と子が心身ともに健全で安定した生活が送れるよう相談および援護対策などの推進に努める。

④老人福祉の向上

(1)社会活動への参加促進
就労機会の創造拡大に努め、老人の豊かな経験と知識に応じた自主的かつ積極的な社会参加への促進をはかる。

(2)保健医療の充実

健康診査、医療費公費負担制度などの整備をはかり、保健医療の

充実に努める。

(3)老人福祉施設の整備

特別養護老人ホームの充実整備を進めるとともに、利用施設の整備拡充を推進するほか、老人アパート建設と老人居室整備貸付金制度の拡充をはかる。

(4)在宅援護の充実

寝たきり老人に対する家庭奉仕員活動の充実に努めるほか、独居老人世帯の福祉電話の設置を促進する。

⑤心身障害者福祉の増進

(1)治療訓練と社会参加の促進
心身障害の早期発見と治療、訓練による障害の克服を促し、積極的に社会参加ができるよう適職のあつせん指導等による雇用の促進をはかる。

(2)援護の充実

心身障害者の回復医療、補装具等給付および家庭奉仕員の派遣の強化など実情に応じたきめ細やかな援護を進める。

⑥低所得者福祉の向上

生活保障基準の改善と保護の適正援助に努めるとともに、低所得者に対する雇用条件の向上や就労機会拡大の促進と世帯更正資金の

貸付制度の充実に努める。

⑦福祉活動体制の充実

(1)民間社会福祉活動の促進
福祉思想の普及、啓発を推進し住民のボランティアによる自主的参加を促し、地域ぐるみの福祉活動を推進する。

(2)福祉相談活動の充実

各関係機関との有機的な連携のもと、福祉相談の充実および民生委員、児童委員相談活動の充実強化をはかる。

⑧年金保険制度の充実強化

(1)国民健康保険制度の充実
国民健康保険制度の給付内容の改善を促進するとともに適正な保険負担と国庫負担制度の改善によって、国民健康保険財政の健全化をはかる。

(2)国民年金制度の充実

適用対象者の完全適用と任意加入の促進とともに保険料の完全納付の促進に努め、さらに、制度の改善を要請し年金内容の充実強化をはかる。

五、災害犯罪の防止

へ基本方向

消防体制の充実と町民の自主的

防火意識の高揚をはかり、予消防活動の強化につとめる。

また、事故、急病などによる傷病者を速やかに救急医療機関に搬送するため救急車の更新など救急体制の整備をはかる。

更に、自然災害の未然防止、防災体制の強化、犯罪の防止、公害発生の未然防止等明るいまちづくりに努める。

目 標

●消防体制の充実強化と火災予防活動の促進をはかり町民生活の安全性の確保に努める。

●町民の救急傷病者の円滑な搬送など救急業務体制の整備につとめ町民の尊い生命を守る。

●自然災害の未然防止と防災体制の強化をはかる。

●町民の自主的防犯活動および設備の促進をはかり、安心して生活のできる地域社会を目指す。

●生活および産業活動によって生ずる公害を防止し、良好な生活と生産環境の保全をはかる。

主要施策

①消防体制の充実強化

(1)消防体制の整備

施設の整備近代化をはかるとともに、防火水利の確保に努め、地域に適合した消防体制の充実強化をはかる。

(2)消防組織の充実強化

消防組織体制を確立するとともに、常備消防士の充実および資質の向上と、消防団の充実強化のため、団員の教育訓練などを計画的に実施する。

(3)火災予防の推進

定期的な予防査察を実施するとともに、町民の自主的防火活動の促進をはかる。

(4)救急体制の整備

救急自動車の更新など救急業務体制の充実をはかる。

②防災対策

(1)非常災害の対策

町地域防災計画に基づく体制の強化をはかるとともに、住民の防災思想の普及を推進する。

(2)自然災害の防止

治山、治水、湖岸保全事業を促進し自然災害の防止に努める。

(3)防犯対策の充実

(1)防犯設備の促進

防犯灯の設置を推進、整備するとともに、各家庭事業所に施錠、防犯ベルなど防犯設備の普及に努める。

(2) 民間防犯活動の促進

防犯協会を中心とした民間防犯活動を推進する

(3) 警戒体制の強化

警察駐在所の充実による常時パトロールの実施および警戒体制の強化を要請する。

(4) 公害の防止

工場等の汚水防止対策の強化をはかるとともに、酪農振興に伴って発生する糞尿の適正処理をはかるため、処理施設の整備指導を推進する。

また、河川汚染防止のため家庭における無リン洗剤使用の普及を推進する。

六、交通安全の確保

〈基本方向〉

交通事故の防止にあたっては、人命の尊重を基本とし、交通安全施設の整備、冬期除排雪、交通規制の強化などの交通安全対策を推進する。

また、「交通安全は家庭から」を合い言葉に自主的な民間組織の育成と活動の助長など地域ぐるみの安全運動の展開を推進する。

目 標

●交通安全施設の整備と効果的な交通規制など交通環境の整備を

はかり、道路交通の安全確保をはかる。

●町民ひとり、ひとりの交通安全

への自覚を高め、家庭および地域ぐるみの安全運動を推進する

●交通安全共済加入促進と救急体制の整備など、交通事故による被害者救済に努める。

主要施策

(1) 交通環境の整備

交通安全施設と道路標識の整備を促進するとともに、合理的交通規制の推進をはかる。

(2) 交通安全運動の展開

広報活動による啓発の強化と、住民による自主的組織の育成と活動の助長に努め、家庭および地域ぐるみの交通安全運動の展開をはかる。

(3) 交通安全教育の充実

幼児から老人までその心身の発達段階に応じた交通安全教育の充実をはかる。

(4) 被害者救済

交通安全共済加入の推進と、交通事故被災者に対する交通事故相談所の活用促進、交通事故救急体制の整備をはかる。

●主な計画事業

〈住居環境の向上〉

- ・公営住宅の建替
- ・市街地宅地等の計画的開発
- ・湖畔住宅団地建設事業

〈生活環境の充実〉

- 水道水源涵養林の拡充確保
- 簡易水道施設の整備
 - ・若佐簡水配水管布設替工事
 - ・富武士簡水貯水池上家工事
 - ・浜佐呂間簡水増補改良工事
 - ・若里簡水送水管布設工事
- 排水処理施設整備
- 市街地排水路の整備
- 一般廃棄物処理施設の確保
- 産業廃棄物処理地の確保
- 農山漁村公園整備事業
- 海浜遊園地新設事業
- 墓地造成事業
- 公衆浴場の新築事業
- へい獣処理場の新設

〈保健医療の充実〉

- ・健康の管理サービス事業
 - 母子保健・成人病・結核・歯科
 - 歯科・精神衛生
 - 老人保健対策事業
- ・町内病院等医療施設の整備

〈社会保障の充実〉

- ・児童会館建設事業
- ・母子生活一時資金の貸し付け事業
- ・老人生きがい対策事業の推進
- ・特養老人ホーム特殊浴槽購入事業
- ・心身障害児の保育と適正就学の促進
- ・福祉思想の普及・啓発
- ・老人医療費の別建要請
- ・特養老人ホーム増築事業
- ・老人住宅増築事業
- ・高齢者コミュニティセンター建設事業

〈災害犯罪の防止〉

- ・消防施設の整備
- ・救急自動車の更新
- ・防災対策の推進
- ・防犯対策の充実
- ・青少年非行防止対策の推進
- ・公害防止対策の推進

〈交通安全の確保〉

- ・歩道の整備
- ・交通安全灯の設置
- ・道路標識の設置
- ・道路反射鏡設置
- ・交通安全啓発用検問所新築
- ・交通安全思想の普及活動の強化
- ・交通事故救急体制の充実
- ・管内交通災害共済加入の促進

町政日誌

6月	2日	3日	4日	5日	7日	11日	14日	15日	16日	20日	22日	23日	29日	30日	〃
	民生委員協議会	日赤奉仕団総会	家畜まつり実行委員会	運転免許証更新時講習会	第2回町特別職報酬等審議会	観光協会総会 例月出納検査 第5回寿大学 青少年のつどい 農林漁業産物加工対策会議	佐呂間町交通安全対策本部会議	佐呂間町交通指導員会議 ボランティア運営委員会 農作物作況調査	佐呂間町消防団春季連合演習	第6回家畜まつり	第6回寿大学	全町剣道教室	国道二三八号線交通安全会議	第9回農業委員会 生産担当者第2回作況調査	剣道教室

議会のちごき

第2回 定例町議会

第二回

定例町議会

第二回定例町議会が、

六月二十二日から二十四日までの三日間開会され補正予算、条例などが議決されました。

条 例

▼条例の改正

●佐呂間町国民健康保険税条例の一部改正 原案可決

・保険税の課税限度額が一世帯当り、二十六万円から二十七万円になりました。

・保険税の納税義務者に対して課する保険税の減額が次のとおり改められました。

総所得金額及び山林所得金額の合算額が二十四万円をこえない世帯に係る納税義務者

・世帯別平等割額、一世帯について 一万二千二百四十円

(現行一万八千円)

総所得金額及び山林所得金額の合算額が二十四万円に被保険者

一人につき十八万円(現行十七万五千元)を加算した金額をこえない世帯に係る納税義務者・世帯別平等割額、一世帯について 八千一百六十円

(現行七千二百円)

●特別職及びその他の報酬額、費用弁償額及びその支給方法に関する条例の一部改正

修正可決

・議会議員の報酬額が別表のとおり改められました。尚、施行期日は昭和五十七年七月一日から昭和五十八年一月一日に修正可決されました。

改正後	議長	月額	190,000円
	副議長	〃	155,000円
	常任委員長	〃	140,000円
	議員	〃	125,000円
改正前	議長	月額	170,000円
	副議長	〃	140,000円
	常任委員長	〃	125,000円
	議員	〃	115,000円

●特別職の給料額及び旅費額並びにその支給条例の一部改正

修正可決

・特別職の給料額が別表のとおり改められました。尚、施行期日は昭和五十七年四月一日からを

第2回 定例町議会

町 長 行政報告 (要旨)

●割箸工場について

この問題については、道と財源等交渉いたしておりましたが、割箸工業組合から道知事に対して、業界が混乱しているため本工場計画については、一時中止する方向で指導をして欲しいとの要請があり、只今割箸工場に代替する企業がなにかどうか検討いたしております。

また、楠瀬木材とも只今代替企業について協議中であり生産計画取支計画等を充分検討の上、代替企業として健全に経営が出来る見通しがつけば若佐地区に建設したいと考えており、財源対策については道と協議をして、場合によっては臨時議会を招集してご審議願いたいと考えております。

●楠瀬木材の企業進出について

只今、計画通り事業に着工されており、十月までには完全に遠軽から工場移転を終了し、既設の北

斗林産の事業と合わせて、計画に則った工場運営がなされる見通しです。

●町内産物の企業化について

鳥取大学で試験中の「廃材利用による燃料化」の問題について、上京の際、国の援助と、自転車振興会の益金の配分を受けてこの、調査をしている「財団法人グリーンジャパン協会」と木皮、チップ生産に伴うラッチ(削り屑)の燃料化等、高度に加工出来ないかどうか話し合いをいたしてまいりました。

先日、担当者が来町し、本町及び本町を中心とする広域的な事業を行う場合の状況等の概要を調査いたしました。五十七年度本町が調査地区に指定を受けそうで、七月二十八日頃、幹部、役員が来町し、本格的な打合せをいたすことになっております。

なお、年間調査費は、約一、五〇〇万円、これは、グリーンジャパン協会が負担し、約五〇〇万円は、本町負担となりますが、正式に決まりましたならば、議決を願いたいと思います。

●特別営農専門指導員の派遣について

酪農家の指導のため、農協でも

昭和五十七年十月一日に修正可決されました。

改正後	職名	給料
	町名	635,000円
改正前	助役	495,000
	収入役	425,000
改正後	町長	575,000
	助役	460,000
改正前	収入役	390,000

●佐呂間町教育委員会教育長の給料額及び旅費額並びにその支給条例の一部改正 — 修正可決
●教育長の給料額が別表のとおり改められました。尚、施行期日は昭和五十七年四月一日からを昭和五十七年十月一日に修正可決されました。

	職名	給料月額
改正後	教育長	420,000円
改正前	教育長	385,000

●佐呂間町職員定数条例の一部改正 — 原案可決
職員定数が次のように改められ

ました。

●町長の事務部局に属する職員「九十六名」が「九十五名」にと場事業に属する職員「一名」が「二名」に

●佐呂間町辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更 — 原案可決

本計画に次の事業が追加計画されました。

●浪速地区農道整備事業
●若里地区農道整備事業
●へき地教員宿舎建設事業
●仁倉地区農道整備事業

●手数料徴収条例の一部改正

— 総務財政常任委員会付託
開会中の継続審査

●佐呂間町火葬場使用料及び管理に関する条例の一部改正

— 社会文教常任委員会付託

●と畜場使用料及び殺解体手数料条例の一部改正

— 産業建設常任委員会付託

●佐呂間町営バスの設置及び運行管理に関する条例の一部改正

— 総務財政常任委員会付託

●佐呂間町立佐呂間幼稚園の入園料及び保育料徴収条例の一部改正

正 — 社会文教常任委員会付託

●佐呂間町立佐呂間保育所条例の一部改正

— 社会文教常任委員会付託

●佐呂間町立へき地保育所条例の一部改正

— 社会文教常任委員会付託

教育委員の任命

佐呂間町教育委員として、次の方の選任について、議会の同意がありました。

佐呂間町字朝日
福田 幸輝
(四十歳)

予算

●一般会計補正予算(第二号)

— 原案可決

五千一百三十八万六千円が追加され、予算の総額が、三十七億三百六十四万円になりました。

主な補正額(千円以下繰上げ)

専門指導員を物色いたしておりましたが、道畜産会を通じて近く退職されます。道農務部農業改良課の首席専門技術員、西勲氏を近く本町に派遣を願うことになり、七月十日頃から農協に駐在し、町内酪農家の指導に専念することとなっておりますが、学問的にも実際の指導にも、かなり、力のある方であろうと理解しております。

●観光開発について

従来の観光開発から一歩前進して、サロマ湖、オホーツク海の景勝を空から開発することが出来などうか、朝日ヘリコプターと話し合いをいたしておりましたところ七月二十五日の「サロマ湖観光まつり」に合わせて、二十四、二十五日、キムアネツプを基地とした、サロマ湖、オホーツク海の試験飛行を実施することに決定致しました。

良い結果が出れば、毎年、もう少し期間を延長し実施したい。

また、冬期は、出来得れば、華苑に基地を置いて流水観光を実施したい。
なお、初の試験飛行であり、札幌、キムアネツプ間の回送費の実費三十三万円と、ヘリポート設置費五十六万円については、観光協会を通じて援助いたし、あとの収支は、ヘリ会社にもつてもらおうと考えております。

●全国簡易水道協会副会長の就任について

水道事業の予算確保と簡易水道に携わる技術者の講習会を主事業とする「簡易水道協会」の道協会に昨年七月から就任しておりますが、六月二十九日の全国総会で副会長に就任依頼があり、北海道は事業量も非常に多い関係で任期は二年ですが、何年になるか解りませんが、取りあえず、お引き受けいたしましたので、ご報告申し上げます。

(才入)

●町民税現年度課税分

二千一六三万円

●てん菜品質向上対策事業補助金

四四九万円

●畑作生産総合振興対策事業補助金

一千四〇一万円

●町立図書館図書購入寄附金

二〇〇万円

(才出)

●臨時地方道整備事業費債

六六〇万円

●排水路用地取得費

一〇四万円

●樹木公園造成整備人夫費

二二五万円

・畑作生産総合振興対策事業
補助金 一千三百九十七万円
・てん菜品質向上対策事業
補助金 四四九万円
・道土地連派遣職員負担金
△ 四九七万円

・牧野道路側溝及び砂防ダム
整備工事 一五八万円
・町道三〇号及び七線道路
流末処理排水工事 四八八万円

・若里湖岸道路水道管移設工事
補償費 △ 二二七万円
・佐呂間小学校グランド施設
設置工事 一五〇万円

●簡易水道特別会計補正予算
(第一号) 原案可決
三千円が減額され、予算の総額
が、二億六千九百四十七万二千円
になりました。

主な補正額
(才入)
・一般会計繰入金 一二六万円
・若里湖岸道路水道管移設工事
補償金 △ 二二六万三千円

(才出)
・若里湖岸道路配水管移設工事
△ 三千円

●国民健康保険特別会計補正予算
(第一号) 原案可決

三千六百十五万一千円が減額さ
れ、予算の総額が、七億一百十五
万九千円になりました。

主な補正額(万円以下繰上げ)
(才入)

・国民健康保険税現年度課税分
△ 四千五二九万円
・療養給付費負担金現年度分
△ 一八八六九万円

・国庫補助金普通調整交付金
△ 四六七万円
・高額療養費補助金
△ 三九七万円

(才出)
・納税奨励費 △ 八〇万円
・療養給付費負担金
△ 三千一七二万円
・高額療養費 △ 三四九万円

●と場特別会計補正予算
(第一号) 原案可決
財源変更によるもので予算総額
一千二百二十二万四千円に増減あ
りません。

●六号の沢川災害復旧工事 承認

・契約の方法 指定競争入札
・契約の金額 三千六百四十六万円

・契約の相手方 高橋土木株式会社
代表取締役 高橋 久市

●浜佐呂間簡易水道拡張工事 原案可決

・契約の方法 指定競争入札
・契約の金額 一億三千九百万円
・契約の相手方 株式会社 岸組
取締役社長 岸 柳太郎

報告

●産業建設常任委員会

・若里丸山牧野の造成に関する請
願 採択

昭和五十七年第一回定例町議会
において、本委員会に付託の本請
願は、審査の結果、願意妥当と認
め採択すべきものと決定報告があ
り、承認されました。

・サロマ湖観光啓もう事業助成に
ついての陳情 不採択
昭和五十七年第一回定例町議会
において、本委員会に付託の本陳

情については、審査の結果、別記
理由により、不採択すべきものと
決定報告がありました。
(理由) 個人的な助成である。

●社会文教常任委員会

・所管事務調査に関する報告
了 承

一、調査内容

○環境衛生及び公営住宅現地調
査

二、調査結果及び意見

(一) 知来一般廃棄物処理施設
知来の一般廃棄物処理施設は近
く使用開始となるが、次の点につ
き改良が望まれる。
1、ゴミを投棄する場所までの道
路の幅員が狭い。
2、急坂で、大型車の交差が困難
と思われる。
3、道路側溝が無蓋であり融雪後
除雪による埋没が予想される。

(二) 若佐ゴミ処理場

若佐ゴミ処理場については、
完全に整地がなされていた。

(三) 栄公営住宅

地元自治会を通じ、入居者のほ
握を行ない、その結果により対
応することが望ましい。

陳情・願

●浜佐呂間公民館の町への移管に
関する陳情

・要旨
浜佐呂間公民館は、佐呂間町の
上中下のうち下地区の中心地とし
て、仁倉、幌岩、速浪、(知来も
防犯協会等の会合)部落の利用も
少なからず、浜佐呂間は佐呂間へ
一八km、若佐、佐呂間一〇km弱
何としても下地区の町営公民館設
置は必然のものと地域住民の多年
熱望して止まざるところでござい
ます。

御承知の通り、当公民館は、昭
和四〇年佐呂間町の旧庁舎の古材
を買受け浜佐呂間地区住民の寄附
金、そして町の補助等により建立
されたもの、当時としては実に立派
な建物でした。然るに、その後、
新建材の開発、建築法の進捗等により
後々建設された公民館とは大
差が生まれました。

そして、差し当たり、冬期間の
保温の為の修理及び勝房設備の増
強等必須と相成りました。

工事請負契約の締結

までの出来にて窓もサッシと改善
まだまだ建替えの必要はないと思
われます。

この公民館が建設され、以後の
地域住民の住宅の構造が変わった
ともいわれております。それは、
実にこの公民館が使用し易く、各
戸の住宅は、大広間など不必要と
なり、北国保温完璧の理想的新住
宅が次々建設されるようになりま
した。

現在、当公民館には、町役場出
張所があり、また敷地内には町役
場職員住宅が建設されております。
佐呂間町下地区の文化産業の拠
点として、是非共町営公民館とい
たされるよう深く御願ひ申し上げ
る次第でございます。

過日の自治会総会にては、公民
館使用に関しては、これまで通り
地域住民の使い易さを変更するこ
となく、浜佐呂間自治会に関する
公的使用は、一切使用料免除との
要望でございました。この点、何
とぞ御了承賜り、一日も早く佐呂
間町営公民館と昇格賜りますよう
深く御願ひ申し上げます。ここに謹み
て陳情申し上げます。

●陳情者

浜佐呂間自治会長 杉谷 實

道路整備特定財源の確保に関する要望意見書

経済、社会発展の基本的施設としての道路の整備は、今日の厳しい財政のもとでなお計画的に推進されているところである。

しかしながら、わが国の道路は欧米先進国に比して、質、量ともに劣っており、わけて地方道路の整備は著しく立ち遅れている。しかも大きく変化を来している今日の社会的、経済的諸条件から、質、量の両面から道路整備に一層の重要性を増してきている。

このような状況の中で、増大一途にある交通需要を安全かつ効果的に処理して、地域の発展と住民生活の基盤を形成し、充実を図るには長期的に安定した財源のもとで道路整備を一層推進する必要がある。

よって政府においては、国土の均衡ある発展にもつとて道路の重要性を深く認識されて、その整備に特段の配意を要請するとともに、これにかかる次の措置を講ぜられるよう強く要望する。

記

1. 第9次道路整備5カ年計画は、国民や地域の要望に応えるため、総投資規模50兆円を確保すること。
2. 揮発油税、自動車重量税等の道路特定財源は全額を道路整備に充当することはもとより、一般財源を大幅に投入すること。
3. 地方公共団体の道路財源を確保すること。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により提出する。

昭和57年 6月24日

北海道常呂郡佐呂間町議会

提 出 先 内閣総理大臣ほか（大蔵・建設・道開発庁）

北朝鮮帰還の日本人妻の安否調査及び里帰りに関する意見書

昭和34年8月に締結された日朝両国赤十字社間における在日朝鮮人帰還に関する協定に基づいて、北朝鮮へ帰還した人の中には、朝鮮人を夫とする日本人妻が数千人いると言われている。

しかし、その日本人妻の大半は音信不通でその安否が気づかれており、また一部便りのある人でも、異郷での生活苦、望郷の念を切々と訴えている。

よく国交がないからと言われるが、人道主義に基づいて赤十字精神から出発した帰還協定であり、国交がはくとも日本政府は在日朝鮮人の再入国や北朝鮮からの出入国について実に寛大な措置をとっており、国交がないことが問題ではない。

これまでの請願運動の結果、ようやく1981年7月、閣議でとりあげられたが、具体的解決はいまだ為されず、年老いた家族達の無念の他界が続いている。

この問題は政治・思想・体制を超えて、純粹に人道的見地で解決すべき問題であり、政府においては国交がなくとも日本人妻の安否調査及び里帰りを閣議で更に具体化し、一日も早く実現するよう尽力いただきたい。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。

昭和57年 6月24日

北海道常呂郡佐呂間町議会

提 出 先 内閣総理大臣ほか（外務・法務）

意見書

●道路整備特定財源の確保に関する要望意見書——原案可決

提出議員 室井、定久、千葉、

林、黒河、香川、

●北朝鮮帰還の日本人妻の安否調査及び里帰りに関する意見書

原案可決

提出議員 室井、定久、千葉、

林、黒河、香川、

その他

●畜産センター誘致に関する件

産業建設常任委員会付託

●損害賠償額の決定について

原案可決

佐呂間町は、乗用車と営業車の接触事故による損害賠償の額を次のとおり決定する。

一、損害賠償の額、十万一千十円

二、損害賠償の相手方

網走市

北海道交通株式会社
網走支店長 岡田 敦次

昭和五十七年度在学青少年

健全育成事業対象校に

佐呂間高校が選ばれました

去る六月二十四日北海道教育委員会主催による、昭和五十七年度在学青少年健全育成事業の対象校として全道高校PTA連盟一五支部の中から網走管内では、佐呂間高校が選ばれました。

そこで、在学青少年健全育成事業では、次の要項により活動し、現在の非行にブレーキをかけ青少年本来の正しい健全な姿に導く指針となるようPTA組織はもちろんのこと町民皆様のご協力をお願い致します。

昭和五十七年度 佐呂間地区在学青少年健全育成事業実施要項

一、趣 旨

高校生が地域社会に対する関心と愛着を高め、社会の形成者としての自覚のもとに、すすんで地域活動に参加する場と機会の拡充を図る。

二、目 標

佐呂間町の自然及び産業や社会の中で展開される実践活動に積

極的に取りくむことを通して正しい勤労観、奉仕の精神、感謝の心、生命尊重の視点、豊かな情操などを育て、青少年の健全な人格の形成に努める。

三、事業、活動内容及び活動時間

○活動に関するもの(1)は時間

交通安全懇談会(2)

交通安全街頭キャンペーン(2)

○郷土美化に関するもの

サロマ湖観光地カラン拾い(3)

街路清掃(2)

○自然愛護に関するもの

郷土の環境に関する学習(2)

学校林の下刈り(5)

サロマ湖清掃(3)

○愛の親切活動に関するもの

チャリティセール(学校祭で)

○訪問活動に関するもの

奉仕に関する学習(2)

老人ホーム慰問(2)

○友愛交流活動に関するもの

社会福祉の現状に関する学習(2)

佐呂間高校父母と教師の会

交 差 点

▶昭和57年交通事故発生状況

(6月末現在)

発生件数	5	(5)
死者	0	(0)
負傷者	5	(11)

()内56年同期

▶交通事故死ゼロ800日目標

達成日 昭和58年2月7日
6月末現在 578日です。

▶昭和57年度交通安全標語入選作

赤はダメ黄色はしんぼう青をまて
(佐呂間小 玉井麻紀子)
ふみきりは1度とまって2度確認
(佐呂間小 5年2組)
シートベルトその1本が命を守る
(若 佐 中 加賀屋賢一郎)

8月22日(日)

町民大運動会

*家族そろって参加しましょう

熊に注意!!

本町では今年、近年になく多くの熊が出没しています。

山に入られる方は十分注意して下さい。

(佐呂間町役場 林務係)

国民年金の将来見通し

国民年金は国が運営する年金で
将来とも安全です！

シリーズ①

わが国は、諸外国でも経験したことのないスピードで人口の高齢化が進行しています。要するに、寿命が伸びる一方で、出生率がダウンし老人が多くなっていくということです。

老後の不安といえば、なんといいても「生活をどう支えるか」が最大の問題です。

年をとれば思うように働けなくなりそうすれば、当然収入もなくなりま

す。この不安に

応えるのが年金の役割なのです。

ひと口に年金とい

っても、いろいろ

な種類があります。国民年金や厚生年金などの公的な年金から、郵便局や生命保険会社などが取扱っている個人年金、あるいは、企業年金というように多くの年金があります。

しかし、私達が基本としなければならない年金は国が運営している国民年金などの公的年金なのではないでしょうか。

国民年金は国が責任をもつて運営している年金で間違いなく年金を受けることができます。

そこで、国民年金の将来を考えるには、まず人口の高齢化傾向を無視することはできません。昭和五十五年のわが国の平均寿命は、男七十三歳、女七十八歳となっていました。今後は、急激な伸びはありませんが、昭和一〇〇年には、男七十五歳、女八十歳となり、それ以降は一定に推移していくと予想されています。

国民年金の加入者数ですが、昭和九十年前後は加入者数が一番減少し、老齢年金の受給者が一番増加するときで、現在、加入者五人で一人の老齢年金の受給者を扶養しているものが昭和九十年には、三人で一人を扶養することになるということになります。

このようなことから昭和九十年ごろが財政的に最も厳しい時代となりま

あらゆる問題について検討を進めています。

また、みなさんが望んでいる高い水準の年金額の財源は、みなさんが納付した保険料の積立金と国の負担金によってまかなわれています。

現在の加入者が将来、所得保障としての年金を確実に受けるためにはそれに見合った保険料が必要です。

国民年金制度では、この財源を長期計画により確保することとしており、段階的に引き上げながら健全な財政を保つことにしておりますので将来とも最も安全な所得保障の役割をはたしております。

みなさんの「適正な負担」についての理解と協力を願います。

税のしるべ

● 所得税第一期分の納期は七月三十一日まで

所得税は、通常、七月と十一月に予定納税をし、翌年三月の確定申告で一年間の税額を精算することになっています。

七月は、予定納税第一期分の納税をする月で、七月一日から七月三十一日までに納税することにな

今月は保険料の納期です！

七月は、四・五・六月分の国民年金保険料の納期です。

あなたはもうお納めになりましたか。いま一度、お確かめください。

もし、未納ならば、月末までに必ず納めましょう。



つています。

この第一期分の納税額は、前年の所得税額を基準として計算し、六月中旬に税務署から通知します。が、廃業したとか災害にあつたなどの事情により、本年の年税額が前年よりも少なくなると見込まれるときは、予定納税額の減額申請をすることが出来ます。

この申請をしようとする人は、七月十五日までに「予定納税額の減額承認申請書」を税務署に提出してください。

なお、所得税の便利な納税の方法として、銀行などの預金口座から自動的に納税することが出来る「振替納税制度」があります。

今月の納税は

国民健康保険税（一期）
国民年金（一期）

です

今月も忘れずに納税して下さい → 7月26日 →

サロマ湖観光まつり

7月24・25日 幌岩キムアネツプ岬

……雄大なサロマ湖を空から眺めよう……

ヘリコプター観光遊覧飛行 24日 25日

24日 HBC公開録音ロックコンサート

25日

- 子供地曳き網
- マツブ探し
- ポニー幌馬車
- 遊覧船無料開放
- お楽しみ抽選会
- その他各コーナー



去る、六月二十六日、佐呂間町役場親睦会（会長 岸本 勲）約五十名が幌岩キムアネツプ岬のゴミ拾いを行いました。キムアネツプ岬周辺は、これから観光シーズンにはいり、行楽客も増えるため、きれいなサロマ湖で楽しんでもらおうと役場親睦会が企画したもので、約二時間にわたり、ダンブ二台のゴミを拾い集めました。

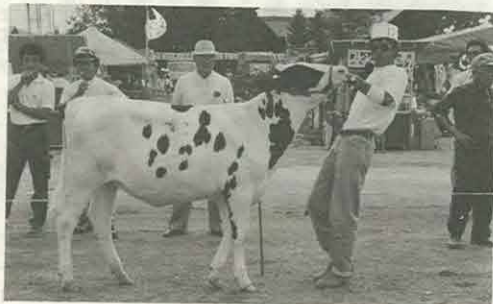
役場親睦会

ボランティア活動

まちの話題



〈家畜審査〉



|| 第六回佐呂間町家畜まつり ||



〈農協婦人部のおどり〉



〈人気のポニー号〉

お知らせ

町や関係機関からの
お知らせ、行事の案
内をのせています。

原付免許試験

受験申請方法の

変更について

北見運転免許試験場において実施しております原付免許試験の受験申請方法等が次のとおり改正されました。

●改正の要点

○毎月2回実施しておりました原付免許試験が3回になりました。

○従来、受験申請は試験日当日受付けておりましたが、これを改めあらかじめ申請していただくことになりました。

なお、申請は代理人でもよくりました。

一、試験実施日

昭和五十七年七月から毎月第二・第三及び第四の金曜日。
ただし、実施日が祝祭日にあたる時は行いません。

二、申請受付場所

北見市朝日町四十八番地
北見運転免許試験場（☎〇一五七・二三・三八〇七）

三、受付期間

毎回、試験日前の金曜日から翌週の火曜日までの午前八時三〇分～午後四時。

ただし、受験者数が百名を超えるときは、次の試験日が指定されます。

なお、締切日が祝祭日にあたるときは、翌日までとなります。

四、申請に必要な書類

- (一)住民票抄本 一部
 - (二)免許用写真 一枚
 - (三)申請手数料 一、五〇〇円
 - (四)印鑑（受験者本人のもの）
- ※不明な点は、遠軽警察署交通免許係（☎〇一五八四・二二一〇五内線四一・四四）にお問い合わせ下さい。

海水浴に伴う水難事故防止について

○海水浴に出かける時は、天候を確かめ風の強い日や気温の低い日は中止しましょう。

○海水浴は必ず指定された海水浴場の中で行いましょう。

海水浴場以外の場所では急な深みになっていることがあり危険です。

すからやめましょう。

○海水浴場では、警察官や監視員の注意を守り、高波などで遊泳禁止のときはどんなに泳ぎに自信があっても水に入らないようにしましょう。

○泳ぐ時は、急に水に飛びこまず必ず準備運動をしてから入りましょう。

○酒を飲んでいいる時や、体の調子が悪い時は絶対に泳がないようにしましょう。

○川などは、水温も低く、深みになつていたり、流れが強いなどして危険ですから泳がないようにしましょう。

テレホンマナーその2 上手な電話の受け方 6つのポイント

①ベルが鳴つたらすぐ出て名のりましょう。

②相手を確かめてから用件を聞きましょう。

③電話を受けるときはメモをとりましょう。

④お待たせする場合は都合を聞いてかけ直しましょう。

⑤相手が切つてから受話器をおくようにしましょう。

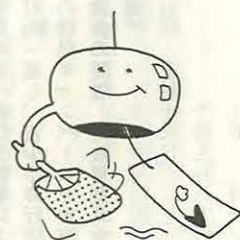
⑥間違い電話であつても丁寧に応対しましょう。

中演別電報電話局

国を守る若い力『自衛官募集』

募 集 種 目	受 験 資 格	受 付 期 間	一 次 試 験 日
2 等 陸 海 空	18才～25才 未 満	男 子 常 時	常 時
		女 子	10月20日
航 空 学 生	高卒(見込) 20才未満者	8月1日～9月25日	10月1日
一般曹候補学生	高卒(見込) 21才未満者	8月1日～9月30日	10月11日
防衛大学校学生	高卒(見込) 21才未満者	10月1日～10月23日	11月2日～11月3日
防衛医科大学校学生	高卒(見込) 21才未満者	10月1日～10月23日	11月6日～11月7日
一般技術幹部候補生	大卒(見込) 26才未満者	10月1日～10月30日	11月9日～11月10日
看護学生(女子)	高卒(見込) 22才未満者	10月1日～11月6日	11月15日

受付場所—自衛隊旭川地方連絡部遠軽募集事務所 ☎ 01584 ② 6616



八月例題「八月」西日
九月例題「秋祭」新涼

水打鳴社

昭和五十七年度緑化思想普及懸賞募集作品入選者発表

先に募集致しました緑化思想普及に関する作品について、今般審査が行なわれ入選者が次のとおり決定致しました。

小中学生のみなさんの多数の御応募ありがとうございます。

〈作文の部〉

●優秀賞

佐呂間 小六年 高橋 敦子

〈ポスターの部〉

●優秀賞

若里 小四年 大門 崇史
若佐 小一年 森 ゆかり
〃 一年 高瀬 恵美

〈標語の部〉

●優秀賞

一人が一本緑の町

栃木 小五年 千葉久美子
緑は郷土の安全マーク

若佐 中二年 山内真奈美
ふやそう、守ろう、郷土の緑

若佐 中二年 本宮 憲貴
木を植えよう豊かな緑は

ぼくらの願い

若佐 中三年 鈴木 賢一
みんなで守ろう大きな自然

浜佐呂間中三年 中村 竜子

特志寄付 (図書購入費として)

北見市 渡部 ムネ様

一金 二百万円

この度、渡部ムネさんより、故夫 常市が生前中大変お世話になりました。図書購入費として特志寄付がありました。

若佐 株式会社 山忠

一金 二十万円

また、株式会社山忠より、離町に際し、お役立て下さいと二



第三十二回

社会を明るく

する運動

○あいつを守りましょう。

○親切にしましょう。

○きまりを守りましょう。

犯罪や非行のない明るい社会の実現は、国民すべての願いであり特に次代を担う少年を非行に走らせず、非行に陥った少年の更生を援助するための地域活動を着実に伸展しつつあります。

最近の少年非行は依然として増加を続け、今や戦後第三のピーク期を迎えつつあり、非行の低年齢化の傾向が顕著になっているうえその内容も、万引や学校内、家庭内暴力事件が激増し、覚せい剤、シンナー等の薬物乱用及び女子非行も引き続き増加し、暴走族による集団暴力事件、少年による通り魔事件の発生も跡をたないなど極めて憂慮すべき現況にあります。こうした状況に対処するためには、家庭、学校、職場、更には、地域住民一人ひとりが力を合わせ少年の非行防止と非行に陥った少年の更生援助のための地域活動を一層強力に推進する必要があります。

佐呂間町では、関係機関及び諸団体の協力を得て「社会を明るくする運動佐呂間町実行委員会」を設置し、少年の非行防止と犯罪の

未然防止についての運動を推進することとなり、この運動期間中に次の事業を実施いたします。

第32回社会を明るくする運動

佐呂間町実行委員会実施事業

◎期間

自五十七年七月一日
至五十七年七月三十一日

◎少年相談コーナーの開設

とき 七月二十二日
午前十時から
午後三時まで

ところ 町民センター内
お子様のことで、お悩みの方、
又ご相談したい方は気軽にご利用下さい。

◎児童、生徒作品募集

・作文、標語の内容
社会を明るくする運動、内容自由(防犯協会と協賛)

・対象 町内小中学生、高校生

・締切 八月三十一日まで

入選作には町広報に掲載発表

◎街頭啓発活動

・七月中旬、宣伝広報車により町内一巡し、青少年非行防止の啓発キャンペーンを実施

◎講演会の開催 (教育委員会と協賛)

・日時 七月十八日
午前九時三十分
午前十一時三十分

・場所 町民センター集會室
・演題 「現代社会における子供の発達と環境」
・講師 北海道大学教育学部教授 三宅和夫 先生

◎しおりの作成と全戸配布

次代を担う少年の健全なる育成は、私達の使命であり、精神的に不安定な時期にあつて、非行に走りやすい青少年のために、あなたの理解を心からの呼びかけを待っているのです。

家庭の中から、地域ぐるみの愛の手をさしのべましょう。

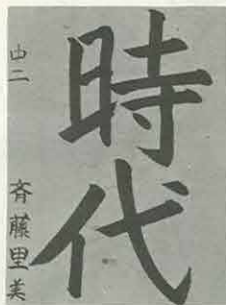
そして青少年の非行のない明るい環境をつくり、若い力をそだて温く幸なまちづくりに、社会を明るくする運動にみなさんのご協力をお願い致します。

国鉄乗車券は
佐呂間駅で
買いましょう!

(湧網線の利用度を高めるため御協力を)

ぼくとわたくしの作品

今月は、浜佐呂間中学校のおともだちの作品を紹介します。



二年 齊藤 里美
伸びのびと書けて、明るい感じがとても良い。



二年 高橋 郁恵
筆圧の調子が全体の形を整えてとてもすばらしい。



「友だちの顔」
一年 向井志津子
友達の特徴を良くとらえて、描かれています。



「友だちの顔」
三年 部田 照美
全体的にやや暗い調子ですが、構図や着彩がしっかりした作品です。

〈ご存じですか？〉



旅行や出張の際、その土地の「味」を、お土産に買い求めるのは楽しいものです。

ところで、旅から戻っていざ包装を解いてみると、外見からはわからないように容器の底を必要以上に上げたもの（アゲゾコ）や、タマネギでもあるまいに幾重にも内装してあったり（十二単）じゅうにひとえ）などというご経験はありませんか。

アゲゾコなどを禁止

禁止

こうした被害をなくするため、業界では、景品表示法に基づき公正取引委員会の認定を受けて「観光土産品の表示に関する公正競争規約」をつくり、次のような規制をしています。

（対象）
食品類の観光土産品

【過大包装の禁止】
アゲゾコや十二単のほか、次のような過大包装を禁止しています。

ガクブチⅡ内容物の保護の限度を越えて、容器などに額縁状のフチ取りをしたもの。

メガネⅡ中が見える部分にだけ食品を入れ、それが容器全体に入っているかのように見せかけるもの。

アンコⅡ内容物の保護の限度を越えてセロファンなどを容器につめこみ、食品がたくさん入っているように見せかけたもの。

【虚偽や誇大な表示の禁止】
例えば、賞でもないのに賞であるかのように表示をしたり、官公庁、神社、仏閣などが推奨しているかのように思わせる表示をすることを禁止しています。

【必ず表示するもの】
①商品名②製造業者名または販売業者名及び住所③重量または個数④製造年月日または保存期間⑤原材料
この規約に基づいて、審査し合格したものには「認定証」が表示されます。



観光土産品の認定証
右の認定証は全国観光土産品公正取引協議会
又は支部の都道府県、地区のマークです。

夏の交通安全 道民総ぐるみ運動

期間 8月1日～8月10日
・10日間・

～佐呂間町交通安全対策本部～

“サロマ湖を 皆んなで守ろう”

赤潮などの発生要因
リンを含む家庭用合成洗剤の
使用を自粛しましょう

普及所だより

野菜病害虫防除のポイント

(一) 自家菜園で用意する農薬とうすめ方

野菜の種類が多いので、それぞれに適した農薬を用意することは大変なので、ある程度使用の範囲を拡大できるものと、購入しやすいものを整理してみたのが次の農薬です。

① 作業や植え株に土壌施用する農薬。

② 殺菌剤では、コブトール又ペンタゲン粉剤を白菜、かんらの根こぶ病防除に一株当り八〜九グラム施用する。

③ 殺虫剤では、ダイシストン粒剤

又エカチンTD粒剤をナス科、ウリ類のアブラムシ、ダニの防除に一株当り二〜三グラムを施用する

ベスタン粉剤又ビニフェート粉剤をネギ類のタマネギバエ防除に一アール当り九〇〇〜一〇〇〇グラムを畦に施用する。

④ ニフェート粉剤又ダイアジノン粉剤又エッセペン粉剤をダイコン、カブなどのダイコンバエ防除に一アール当り六〇〇〜七〇〇グラムを畦に施用する。

⑤ 病害防除で茎葉に散布する殺菌剤

⑥ 普通の病害(カビ類)に使うも

の。グリーンダイセンM水和剤又ダコニール水和剤を四〇〇〜六〇〇倍に希釈して散布する。

⑦ 害虫防除で茎葉に散布する殺虫剤

⑧ アオムシ、ヨトウムシの幼虫に使うもの。オルトラン水和剤又ダイブテックス乳剤を一、〇〇〇倍に希釈して散布する。

⑨ アブラムシ、ハダニに使うもの。エカチン乳剤一〇〇〇〜二〇〇〇倍又エストックス乳剤一〇〇〇〜二〇〇〇倍をそれぞれ希釈して散布する。

ご寄付
ありがとうございました

▼香典返しを廃して

●社会福祉協議会へ

(亡母みつさん)

共立 榊原 新一さん

(亡夫一さん)

若佐 白岩コハルさん

(亡妻恵利子さん)

啓生 三好 寿一さん

●北老人クラブへ

(亡母ツギさん)

北 藤原 正一さん

●若佐老人クラブへ

(亡夫常市さん)

北見市 渡部 ムネさん

(亡夫宗次さん)

若佐 笹島カネ子さん

(亡夫一さん)

若佐 白岩コハルさん

●栄保育所へ

垂水 商 店

啓生 三好 寿一さん

▼全快祝を廃して

●社会福祉協議会へ

若里 久保 武男さん

浪速 和泉 幸一さん

▼その他

●社会福祉協議会へ

佐呂間町下町町内会

西富 高橋 恒男さん

●特別養護老人ホームへ

榎本 美容 院

川西 石村 善治さん

●身障佐呂間分会へ

東 本田 宮子さん

栃木 阿部 信夫さん

Smokin' Clean

たばこは
町内で
買いましょう

私たちのまち

(前月比)
人口 8,682 (+11)
男 4,220 (-1)
女 4,462 (+12)
世帯数 2,597 (-1)

6月30日現在